

令和5年度

第6回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項1】	備北交通㈱「作木線(三江線代替バス)」の再編について	1
【報告事項2】	三次市民バス甲奴町線(甲奴ー吉舎)の利用状況について	2
【報告事項3】	令和5年度三次市地域公共交通会議事業実績及び収支決算(見込)について	3
【協議事項1】	三次市地域公共交通計画の一部改定(素案)について	5
【協議事項2】	令和6～8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について	8
【協議事項3】	特定非営利活動法人はすみ振興会が運行する自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて	13
【協議事項4】	令和6年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算(案)について	17
【協議事項5】	三次市地域公共交通会議への運賃協議会の設置に係る要綱改正について	19

令和6年2月22日(木) 15時30分～

三次市役所 本庁舎 602会議室

報告事項 1

備北交通株「作木線(三江線代替バス)」の再編について

備北交通株が運行している三江線代替バスである「作木線」について、運行系統の廃止、運行回数の変更及び運行時刻の変更を実施します。

1. 対象路線について

路線名：作木線

運行事業者：備北交通株式会社

変更内容：運行系統の廃止、運行回数の変更、運行時刻の変更

変更理由：路線の効率化を図り、運転士不足に対応するため

2. 変更の概要

- (1) 「7:19 羽須美支所発→道の駅 GR 大和ゆき」の運行を終了する。
- (2) 「18:45 三次工業団地発→羽須美支所ゆき」の運行を終了する。
- (3) 「18:52 三次中央病院発→道の駅 GR 大和ゆき」を新設する。(※(2)の振替として)
- (4) 「8:05 道の駅 GR 大和発→三次中央病院ゆき」を、「8:26 道の駅 GR 大和発→三次中央病院ゆき」に運行時刻を変更する。

3. 変更予定日

令和6年4月1日

4. 時刻表概要

平日：三次市→美郷町・邑南町方面

(変更前)							(変更後)						
三次工業団地	三次中央病院	三次駅前	ゆめランド布野	羽須美支所	伊賀和志上	道の駅 GR大和	三次工業団地	三次中央病院	三次駅前	ゆめランド布野	羽須美支所	伊賀和志上	道の駅 GR大和
				7:19	7:26	7:42					-	-	-
10:25	10:32	10:41	11:03	11:36	11:45		10:25	10:32	10:41	11:03	11:36	11:45	
	12:51	13:00	13:22	13:55	14:02	14:18		12:51	13:00	13:22	13:55	14:02	14:18
15:15	15:22	15:31	15:53	16:26	16:35		15:15	15:22	15:31	15:53	16:26	16:35	
17:25	17:32	17:41	18:03	18:36	18:45		17:25	17:32	17:41	18:03	18:36	18:45	
18:45	18:52	19:01	19:23	20:04	19:55			18:52	19:01	19:23	19:56	20:03	20:19

平日：美郷町・邑南町→三次市方面

(変更前)							(変更後)						
道の駅 GR大和	伊賀和志上	羽須美支所	ゆめランド布野	三次駅前	三次中央病院	三次工業団地	道の駅 GR大和	伊賀和志上	羽須美支所	ゆめランド布野	三次駅前	三次中央病院	三次工業団地
	6:26	6:37	7:08	7:30	7:39	7:46		6:26	6:37	7:08	7:30	7:39	7:46
8:05	8:21	8:30	9:01	9:23	9:32		8:26	8:42	8:51	9:22	9:44	9:53	
	12:00	12:11	12:42	13:04	13:13	13:20		12:00	12:11	12:42	13:04	13:13	13:20
14:57	15:13	15:22	15:53	16:15	16:24		14:57	15:13	15:22	15:53	16:15	16:24	
	16:49	17:00	17:31	17:53	18:02	18:09		16:49	17:00	17:31	17:53	18:02	18:09

※土日祝の変更はなし

5. 時刻表詳細

別紙 報告事項 1 関連

報告事項2 三次市民バス甲奴町線(甲奴-吉舎)の利用状況について

三次市民バス甲奴町線(甲奴-吉舎)の利用実績

(単位:人)

			R5_7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6_1月	期間計		
上川地区	往路	8時便	おとな	4	2	2	5	3	2	4	22	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			無料者	2	2	0	0	0	0	0	0	4
		14時便	おとな	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			無料者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17時便	おとな	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		無料者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	復路	13時便	おとな	2	1	0	3	1	1	1	9	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	2	0	0	0	0	0	0	2	
18時便		おとな	0	1	0	1	1	0	1	4		
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0		
		無料者	0	1	0	0	0	1	0	2		
宇賀地区	往路	8時便	おとな	2	0	1	4	2	2	0	11	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	0	1	0	0	0	0	0	1	
		14時便	おとな	0	0	0	0	0	0	0	0	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17時便	おとな	0	0	0	0	0	0	0	0		
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0		
		無料者	0	0	0	0	0	0	0	0		
	復路	13時便	おとな	0	0	0	1	0	1	0	2	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	0	0	0	0	0	0	0	0	
18時便		おとな	1	0	1	0	0	1	0	3		
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0		
		無料者	0	0	1	0	0	0	0	1		
小童地区	往路	8時便	おとな	1	0	3	1	1	1	1	8	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	1	1	1	0	0	0	0	3	
		14時便	おとな	0	0	0	0	0	1	0	1	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17時便	おとな	0	0	0	0	0	5	3	8		
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0		
		無料者	0	0	0	0	0	0	0	0		
	復路	13時便	おとな	1	0	2	1	1	1	1	7	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	0	1	0	0	0	0	0	1	
18時便		おとな	0	0	0	0	0	0	0	0		
		子ども	0	0	0	0	0	0	0	0		
		無料者	1	1	2	3	1	2	2	12		
集計			おとな	11	4	9	16	9	15	11	75	
			子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	
			無料者	6	7	4	3	1	3	2	26	
			合計	17	11	13	19	10	18	13	101	

報告事項3

令和5年度三次市地域公共交通会議事業実績及び収支決算(見込)について

1. 令和5年度三次市地域公共交通会議 事業実績(見込)

事業名	事業内容等
地域公共交通会議	<p>計6回開催</p> <p>【開催状況】第1回 5月29日(対面) 第2回 6月28日(書面) 第3回 8月28日(対面) 第4回 12月22日(対面) 第5回 2月5日(書面) 第6回 2月22日(対面)</p>
自家用有償旅客運送(さくぎニコニコ便)の運行補助	<p>運行経費補助を実施</p> <p>※経費の一部は地域内フィーダー系統確保維持補助事業の対象として、国より補てんあり (補てんについては運行事業者に対して直接交付)</p>
三次市地域公共交通計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの運行・改善 ○市街地循環バスの運行・改善 ○三次市民バス等の運行・改善 ○三次市相乗りタクシー事業の推進 ○乗継・待合環境の改善 ○地域内生活交通検討会の開催 …市内7か所で設立済 ○公共交通の利用促進策の推進 …バスの乗り方教室の実施, JR線利用促進策の実施 ○安心して運転免許を返納できる環境づくり …高齢者運転免許自主返納支援事業の実施
地域公共交通確保維持改善事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通確保維持改善計画(令和6～8年度地域内フィーダー系統確保維持計画)の策定 ○令和5年度計画の事業評価の実施

※事業実施状況の詳細な報告は、令和6年度第1回三次市地域公共交通会議にて実施予定。

2. 令和5年度三次市地域公共交通会議 収支決算（見込）

【歳入】

区 分	令和5年度		差 引	説 明
	予算額	決算見込額		
負 担 金	6,400,000	6,400,000	0	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金なし
預 金 利 子	1,000	10	▲990	
雑 入	0	83,000	83,000	元気むらさくぎより、地域内フ ィーダー系統確保維持補助 金分の返金
合 計	6,401,000	6,483,010	82,010	

【歳出】

区 分	令和5年度		差 引	説 明
	予算額	決算見込額		
会 議 費	476,000	260,980	▲215,020	委員報酬
事 務 費	25,000	14,190	▲10,810	振込手数料
事 業 費	5,900,000	5,362,354	▲537,646	地域公共交通計画実施支援業務委託 (3,300,000円) 自家用有償旅客運送運行補助 (2,062,354円)
予 備 費	0	2,000	2,000	花代(10/1 中国JRバス出発式) ※事務費から流用
合 計	6,401,000	5,639,524	▲761,476	

【負担金を支出している三次市に返金】

歳入総額 (6,483,010円) - 歳出総額 (5,639,524円) = 843,486円

協議事項1

三次市地域公共交通計画の一部改定（素案）について

1. 改定の経緯

これまで地域公共交通確保維持事業に基づく補助制度の要件として、地域公共交通計画の作成や、同計画における補助系統の位置付け等は求められていませんでした。しかし、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び同計画における補助系統等の位置付けが補助制度の要件となりました。（地域公共交通計画と補助制度の連動化）

※本制度の経過措置期間は令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）まで

2. 改定の目的

三次市地域公共交通計画は、「地域公共交通計画」として認定されているが、計画策定時（令和3年3月）において地域公共交通計画と補助制度の連動化に適合したものとはなっていない。経過措置期間が終了した後の令和7年事業年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）からも、引き続き補助制度を活用していくため、地域公共交通計画と補助制度の連動化に適合した三次市地域公共交通計画に改定するもの。

3. 主な改定内容

- (1)補助系統の地域公共交通における位置付け・役割の整理
- (2)地域公共交通確保維持事業の必要性の記載
- (3)補助系統に係る事業及び実施主体の概要の整理
- (4)地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法の整理

4. 具体的な改定箇所

(1)補助系統の地域公共交通における位置付け・役割の整理

「第2章 公共交通に係る現状と課題」の「2.2 公共交通の現状」の「2.2.1 本市の公共交通の構成」及び「2.2.2 各公共交通の概況」（別紙計画 P. 22, P. 66）にて位置付け、役割を整理。

(2)地域公共交通確保維持事業の必要性の記載

「第2章 公共交通に係る現状と課題」の「2.4 地域公共交通確保維持改善事業における補助対象」に「2.4.2 地域公共交通確保維持事業の必要性」（別紙計画 P. 67～68）を新たに追加。

(3)補助系統に係る事業及び実施主体の概要の整理

「第2章 公共交通に係る現状と課題」の「2.2 公共交通の現状」の「2.2.1 本市の公共交通の構成」及び「2.2.2 各公共交通の概況」（別紙計画 P. 22～54）にて概要の整理。

(4)地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法の整理

「第3章 公共交通体系づくりに向けた取組」の「3.2 目標達成に関する評価指標」に「さくぎニコニコ便」（別紙計画 P. 71～75, P. 78）を追加。

参考 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット
(令和4年3月国土交通省総合政策局地域交通課)

② 地域公共交通計画(本体)の記載イメージ

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画(本体)において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等について設定する必要があります。これまでの補助計画のように補助事業についてのみ記載するのではなく、**地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載**する必要があります。

ここでは、地域公共交通計画(本体)での記載イメージを紹介します。**チェックポイント** に留意して作成してみましょう。

～ 記載イメージ: 「××市地域公共交通計画」において補助系統を位置付ける場合 ～

法定の記載事項における補助関連の記載事項

地域公共交通計画における法定の記載事項	補助関連の記載事項
①基本的な方針 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統について、公共交通の将来像や取組の方向性の中で位置付けるべき事項があれば記載(幹線・支線の将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載することを想定)
②区域 ・住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定	補助系統を含めるよう区域を設定。その際、幹線とフィーダーの位置付けや役割を明示
③目標 ・定量的な目標(利用者数、収支、行政負担額等)を設定し、データに基づくPDCAを強化	地域公共交通全体の定量的な目標・数値指標・目標値を設定(個別の補助系統に関する目標は別紙に記載)
④目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載
⑤計画の達成状況の評価 ・事業実施後、設定した具体的な目標に基づき、適切にPDCAを運用するための評価方法等について記載	地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※上記はあくまでも例示です。

補助系統を計画本体に位置付ける際のイメージ

Step 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割について整理しましょう

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割について、表・地図を使って分かりやすく整理しましょう。

Check! **系統の記載**
表内の系統名は図と整合させて記載してください。

Check! **取組の方向性の記載**
幹線・フィーダーの将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載してください。

<表での整理イメージ>

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域内幹線	乗合バス 水色系統	××駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行
	乗合バス 赤系統		
支線	乗合タクシー(区域運行) 橙系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保 地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す
	乗合バス 青系統、黄緑系統		

<地図での整理イメージ>

Check! **補助系統の位置**
計画区域内での補助系統(幹線・フィーダー)の位置を地図内で明示してください。

Check! **計画区域の設定**
補助系統を含めるよう区域が設定されていることを確認してください。

Check! **確保・維持策の記載**
補助系統以外も含めた地域公共交通全体のあらましが分かるように記載した上で、補助系統をわかりやすく明示してください。

Check! **ネットワークの全体像**
補助系統以外も含めて、地域公共交通ネットワークが分かるような概要図を掲載してください。

Step 2 地域公共交通確保維持事業の必要性を記載しましょう

Step 1 で整理した位置付け等を踏まえ、対象地域における補助事業の必要性について記載しましょう。

<説明イメージ>

- ・ **赤系統**は、XX市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の××駅前並びに☆☆バスターミナル、経由地である〇〇支所では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **青系統**は、地域拠点である〇〇支所から周辺部の居住地や、□□病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また、〇〇支所では**赤系統**への接続により広域への移動も可能とするなど、**赤系統**を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **黄緑系統**は、地域拠点である〇〇支所から…(以下略)

Check! 補助事業の必要性
地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割を文章で具体的に記載してください。

Step 3 補助系統に係る事業及び実施主体の概要を整理しましょう

補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要について、表などを使って整理しましょう。

Check! 整理対象の事業
補助系統以外も含め、全体の事業内容や事業区分等を記載してください。

Check! 実施主体の記載
主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記してください。

Check! 補助系統の記載
補助系統を明示してください。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	××駅前	〇〇支所	☆☆BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
橙系統	◇◇地区内			4条乗合	区域運行	XX市(運行は交通事業者に委託)	なし
...							

Check! 車両購入費補助に関する記載
車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載してください。

Step 4 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法を整理しましょう

地域が自らの目指す方向性に合わせて、具体的な数値指標・目標値を設定します。加えて、各数値指標の評価方法についても記載してください。なお、「標準指標」である地域公共交通の利用者数や収支状況、当該地域公共交通に投じられる公的負担額などの目標・効果は、特に補助事業を活用する場合には、必ず全ての計画において設定してください。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値(R元年度)	目標値(R6年度)
交通事業者との連携強化による路線の維持・改善	市内路線バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	50,000千人/年	55,000千人/年
	青系統の年間利用者数		2,000千人/年	2,100千人/年
市民の外出機会の創出	市民における路線バスの利用率	市民意識調査により毎年計測	40%	45%
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	3,700万円/年	3,800万円/年
	市内路線バスの収支差	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	▲4,500万円/年	▲4,000万円/年
...				

Check! 数値指標・目標値
地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定してください。

Check! 個別系統の目標
基本的に、個別の補助系統に関する目標・評価手法等は別紙に記載してください。ただし、特に重要な系統については、個別の補助系統に関する目標を本体に記載しても構いません。

Check! 単位について
利用者1人当たり又は住民1人当たりでも差し支えありません。

Check! 収支について
収支については、収支率でも差し支えありません。

Check! データ取得手法
具体的なデータ取得方法について記載してください。

協議事項2

令和6～8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

三江線代替バス「作木線」の運行系統の廃止，運行回数の変更（協議事項2 関連）に伴い，令和5年9月29日付けで認定を受けた地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度第2回三次市地域公共交通会議にて承認済）の内容に変更が生じたため，計画の変更について申請するものです。

1. 変更内容

路線名：作木線

変更内容：運行系統の廃止，運行回数の変更

2. 変更予定日

令和6年4月1日

3. 関連資料

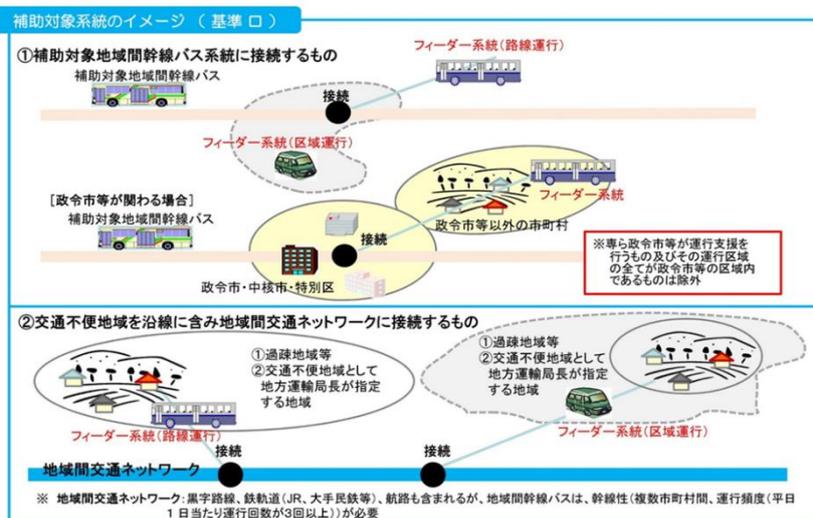
- (1)令和6～8年度地域内フィーダー系統確保維持計画 ……【別紙】協議事項2 関連
- (2)表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 ……【本資料9 ページ】
- (3)フィーダー系統概要一覧 ……【本資料10～11 ページ】
- (4)系統図（作木線） ……【本資料12 ページ】
- (5)時刻表（作木線） ……【別紙】報告事項1 関連

【参考】地域内フィーダー系統確保維持計画の変更

三次市内を運行する6つの路線（※）については，国の地域公共交通確保維持改善事業の認定を受け，国庫補助金の交付により運行を支援いただいています。この事業の実施にあたっては，地域公共交通会議において『地域内フィーダー系統確保維持計画』を策定する必要があり，昨年6月に実施した三次市地域公共交通会議による協議を経て，中国運輸局に提出後，令和5年9月29日付けで計画の認定を受けています。

この『地域内フィーダー系統確保維持計画』に記載している内容を変更する際には，その内容を地域公共交通会議での協議を調えた上で，中国運輸局に対し変更の申請を行う必要があることから，本会議にてお諮りするものです。

《※6つの路線》 くるるん，赤名線，下高野線，**作木線**，川の駅三次線，さくぎニコニコ便



(変更前(2))

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する要 件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	三次	三次町循環	三次	往4.6km 循環	364日	2,912回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(2) 南畑敷町循環	三次	南畑敷町循環	三次	往9.8km 循環	364日	2,416回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(3) 赤名線	赤名	布野・三次駅	三次中央 病院	往33.7km 復33.9km	364日	1,456回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(4) 下高野線	新市車庫	モーモ一物産 館・若田	三次工業 団地	往49.8km 復49.8km	364日	1,208回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(5) 作木線①	伊賀和志上	谷地・羽須美支 所・布野・三次駅 前・旧地権理	三次工業 団地	往41.0km 復41.2km	364日	964回	○	路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	
		(6) 作木線②	道の駅 GR大和	伊賀和志・羽須 美支所・布野・三 次駅前	三次中央 病院	往48.1km 復48.3km	364日	608回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(7) 作木線③	道の駅 GR大和	谷地	羽須美 支所	-	復14.9km	240日	120回	○	路線定期運行	②-1	(備北交通)作木線①に接続)伊賀 和志上・羽須美支所停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
広島県 (三次市)	有限会社君田交通	(8) 川の駅三次線	川の駅実清 (港別)	香淀	三次駅前	往23.9km 復23.9km	366日	1,792回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
広島県 (三次市)	NPO法人元気むらさき	(9) 作木上地区		作木町			91日	167回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③
		(10) 作木中地区		作木町			97日	111回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③
		(11) 作木下地区		作木町			100日	161回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(変更後(2))

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する要 件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	三次	三次町循環	三次	往4.6km 循環	364日	2,912回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(2) 南畑敷町循環	三次	南畑敷町循環	三次	往9.8km 循環	364日	2,416回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(3) 赤名線	赤名	布野・三次駅	三次中央 病院	往33.7km 復33.9km	364日	1,456回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(4) 下高野線	新市車庫	モーモ一物産 館・若田	三次工業 団地	往49.8km 復49.8km	364日	1,208回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(5) 作木線①	伊賀和志上	谷地・羽須美支 所・布野・三次駅 前・旧地権理	三次工業 団地	往41.0km 復41.2km	364日	903.5回	○	路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	
		(6) 作木線②	道の駅 GR大和	伊賀和志・羽須 美支所・布野・三 次駅前	三次中央 病院	往48.1km 復48.3km	364日	668.5回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(7) 川の駅三次線	川の駅実清 (港別)	香淀	三次駅前		往23.9km 復23.9km	366日	1,792回		路線定期運行	①	(備北交通)三城線(補助幹線)に接 続)三次駅前停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
広島県 (三次市)	NPO法人元気むらさき	(8) 作木上地区		作木町			91日	167回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③
		(9) 作木中地区		作木町			97日	111回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③
		(10) 作木下地区		作木町			100日	162回		区域運行	②-1	備北交通(作木線・赤名線)接続(上布 野バス停)	③

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(変更前(3))

ライダーシステム概要一覧(R6年度計画)

市町村名	申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ圏又はサービスマイル圏	4歳未満(小学生・要介護等)・高齢者等に対する配慮について(平日運行回数)	運行態様	基準として取組むべき要件	利用促進計画	備考	
三次市	1	東北交通株式会社	三次町循環	三次～三次町循環～三次	毎日 (1/1、1/2連休)	8回/日	4.8km 循環	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～三次駅前停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期 (循環線)				
	2		南畑駅前循環	三次～南畑駅前循環～三次	01月～金 (2)土・日・祝 (1/1、1/2連休) (12/30、12/31、1/3、8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	18回/日 24回/日	9.8km 循環	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～南畑駅前停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期 (循環線)				
	3	東北交通株式会社	赤名線	赤名～布野・三次駅～三次中央病院	毎日 (1/1、1/2連休) (12/30、12/31、1/3、8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	4回/日	往33.7km 復33.9km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～赤名駅前停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期				
	4		下瀬野線	新市車庫～毛一毛一物産館・若田～三次工業団地	01月～金 (1)土・日・祝 (1/1、1/2連休) (12/30、12/31、1/3、8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	11回/日 22回/日	48.8km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～新市車庫停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期				
	5	東北交通株式会社	作本線①	伊賀和正上～谷地・羽須美支所・布野・三次駅前・団地循環～三次工業団地	01月～金 (2)土・日・祝 (1/1、1/2連休) (12/30、12/31、1/3、8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	11.5回/日 20回/日	往41.0km 復41.2km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～伊賀和正上停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期				
	6		作本線②	道の駅GR之和～伊賀和正・羽須美支所・布野・三次駅前～三次中央病院	01月～金 (2)土・日・祝 (1/1、1/2連休) (12/30、12/31、1/3、8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	11.5回/日 22回/日	往48.1km 復48.3km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～道の駅GR之和停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期			三江線沿線地域公共交通再構築計画	
	7	東北交通株式会社	作本線③	道の駅GR之和～谷地～羽須美支所	月～金 (1/1、1/2連休)	0.5回/日	往 復14.9km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～道の駅GR之和停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期				
	8		川の原三次線	川の原常清～番流～三次駅前	毎日	6回/日 (12/29～1/3、8/14～16連休) 4/27～4/29、 9/3～5、6、8/11 ～8/16は3回/日	23.9km	補助対象地域間幹線系統のライダー系統 (東北交通線)：三次駅～川の原常清停留所 乗入/乗出に拠したダイヤ	路線定期				
	9	MPD法人三原心らさ ぎ	作本上地区	作本町	月～金 (12/29～1/3、8/14～16連休)	-	-	地域間交通ネットワークのライダー系統 東北交通線(作本線)赤名線(赤名線)上瀬野(バス停) 往復：2.0回 復路：2.0回	区域運行				運行キロ及びサービス提供時間は 乗入による
	10		作本中地区	作本町	月～金 (12/29～1/3、8/14～16連休)	-	-	地域間交通ネットワークのライダー系統 東北交通線(作本線)赤名線(赤名線)上瀬野(バス停) 往復：2.0回 復路：2.0回	区域運行				運行キロ及びサービス提供時間は 乗入による
11	作本下地区		作本町	火・木 (12/29～1/3、8/14～16連休)	-	-	地域間交通ネットワークのライダー系統 東北交通線(作本線)赤名線(赤名線)上瀬野(バス停) 往復：2.0回 復路：2.0回	区域運行				運行キロ及びサービス提供時間は 乗入による	

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

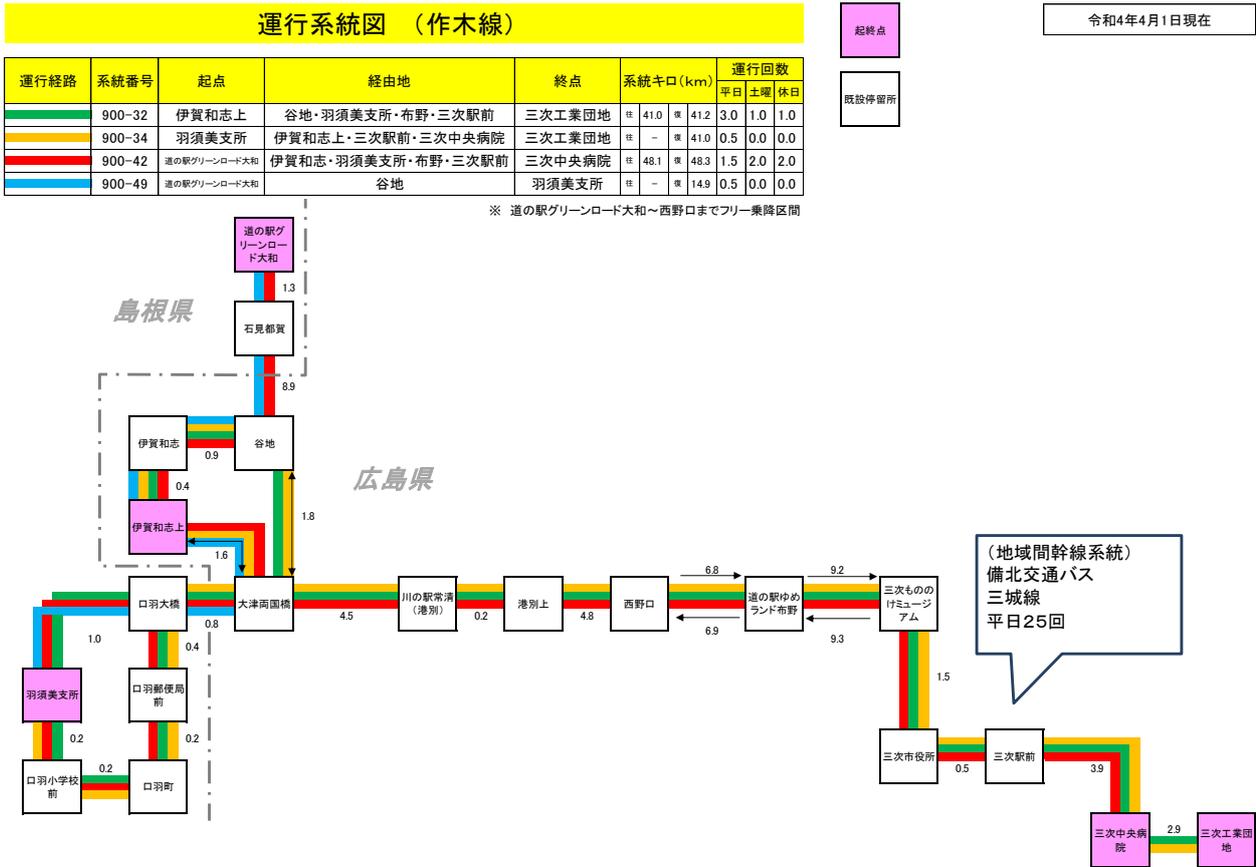
(変更後(3))

フィーダーシステム概要一覧(R6年度計画)

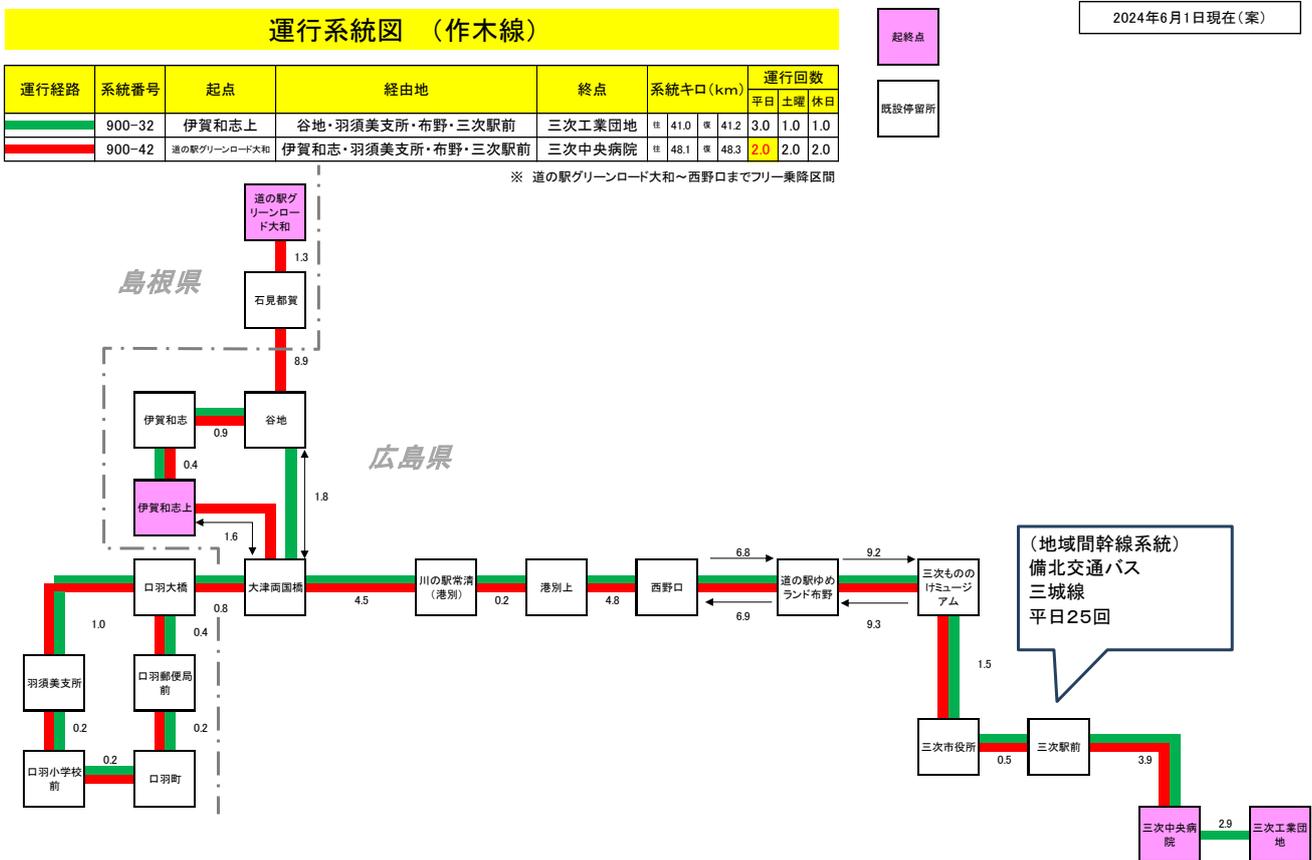
市町村名	申請番号	運営事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又は サービス提供時間 *地域間幹線バス系統については平日運行回数	運行区間 *地域間幹線バス系統については平日運行回数	基盤上で 該当する要件	利用促進計画	備考
三次市	1	有限会社若田交通	三次市循環	三次～三次駅前循環～三次	毎日 (1/1, 1/2運休)	8回/日	4.6km 循環	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更 (循環線)		
	2		南庄町循環	三次～南庄町循環～三次	(1)月～金 (2)土・日・祝 (1/1, 1/2運休) (12/30, 12/31, 1/3, 8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	(1)8回/日 (2)4回/日	9.8km 循環	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更 (循環線)		
	3		赤名線	赤名～布野・三次駅～三次中央病院	毎日 (1/1, 1/2運休) (12/30, 12/31, 1/3, 8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	4回/日	往33.7km 復33.3km	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更		
	4		下流野線	新市車庫～毛～一物産前・若田～三次工業団地	(1)月～金 (2)土・日・祝 (1/1, 1/2運休) (12/30, 12/31, 1/3, 8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	(1)10回/日 (2)2回/日	49.8km	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更		
	5		作本線①	伊賀和正上～谷地・羽須美支所・布野・三次駅前・ 田地循環～三次工業団地	(1)月～金 (2)土・日・祝 (1/1, 1/2運休) (12/30, 12/31, 1/3, 8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	(1)10回/日 (2)1回/日	往41.0km 復41.2km	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更		三井線沿線地域公 本交通循環乗車統計 画
	6		作本線②	道の駅OR大和～伊賀和正・羽須美支所・布野・三 次駅前～三次中央病院	(1)月～金 (2)土・日・祝 (1/1, 1/2運休) (12/30, 12/31, 1/3, 8/13～8/16は土・日・祝ダイヤ)	(1)10回/日 (2)2回/日	往48.1km 復48.3km	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更		
	7		川の駅三次線	川の駅常清～香取～三次駅前	毎日 (12/29～1/3, 8/14～16運休)	8回/日 (1)2回/日・ (2)2回/日 (3)2回/日・ (4)2回/日 (5)2回/日 (6)3回/日 (7)3回/日 (8)3回/日	23.9km	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統 (備北交通線)・三井線に接続(三次駅前停留所) バス停相互利用 乗り継ぎに適用したダイヤ	路線変更		
	8		作本上地区	作本町	月・金 (12/29～1/3, 8/14～16運休)	-	-	川島間交通ネットワークのフィーダー系統 備北交通線・赤名線・南庄町・上布野・八幡 往路2.0回 復路2.0回	区域運行		運行キロ及びサービス提供時間は 要綱による
	9		作本中地区	作本町	木・金 (12/29～1/3, 8/14～16運休)	-	-	川島間交通ネットワークのフィーダー系統 備北交通線・赤名線・南庄町・上布野・八幡 往路2.0回 復路2.0回	区域運行		運行キロ及びサービス提供時間は 要綱による
	10		作本下地区	作本町	火・木 (12/29～1/3, 8/14～16運休)	-	-	川島間交通ネットワークのフィーダー系統 備北交通線・赤名線・南庄町・上布野・八幡 往路2.0回 復路2.0回	区域運行		運行キロ及びサービス提供時間は 要綱による

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

(変更前(4))



(変更後(4))



協議事項3

特定非営利活動法人はすみ振興会が運行する自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて

特定非営利活動法人はすみ振興会が運行する自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて、島根県邑南町から協議の申し入れがありました。

自家用有償旅客運送の乗り入れは、日常生活に必要不可欠であることから、引き続き三次市内へ乗り入れることについて、本会議として承諾しようとするものです。

協議依頼文

邑 地 第 1 2 1 号
令和6年1月22日

三次市長 福岡誠志 様

邑南町長 石橋良治
(地域みらい課)

特定非営利活動法人はすみ振興会が行う
自家用有償旅客運送の三次市への乗り入れについて (協議)

平素は、本町の行政推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、三江線の代替交通の利便性向上のために、令和2年4月より特定非営利活動法人はすみ振興会による区域運行(はすみデマンド)を実施しており、貴市区域内のバス停4カ所への乗り入れを認めていただいているところです。

この度、道路運送法第79条の6の規定に基づき、特定非営利活動法人はすみ振興会において登録更新の手続きを行う必要があることから、乗り入れの継続を承諾していただきますよう協議申し上げます。

記

路線名	交通空白地有償運送 はすみデマンド
運行事業者	特定非営利活動法人はすみ振興会
乗入区間	三次市に設置された下記停留所 大津両国橋、丹渡、川の駅常清(港別)、三国橋
乗入期間	令和6年4月1日～次回更新時まで

1. 趣旨

道路運送法第79条の6の規定に基づく特定非営利活動法人はすみ振興会が運行する自家用有償旅客運送の更新登録を行うにあたり、引き続き三次市へ乗り入れることについて協議するもの。

2. 運行主体となる名称、住所、代表者の氏名

名称：特定非営利活動法人はすみ振興会
住所：島根県邑智郡邑南町下口羽 480 番地 1
代表者の氏名：理事長 小田 博之

3. 登録番号

中島交第5号

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 路線又は運送の区域

区 域	備 考
島根県邑智郡邑南町羽須美地域 (阿須那, 雪田, 宇都井, 戸河内, 下口羽, 上口羽, 上田)	運行先 区域内の移動に限る。 三次市に設置された下記停留所への乗り入れも可能。 【停留所名】大津両国橋, 丹渡, 川の駅常清(港別), 三国橋

※区域図は別図のとおり

6. 運送しようとする旅客の範囲

特定非営利活動法人はすみ振興会の登録会員（登録会員の親族、及び登録会員が日常生活に必要な要務を反復継続して行う利用のための同伴者も含む）

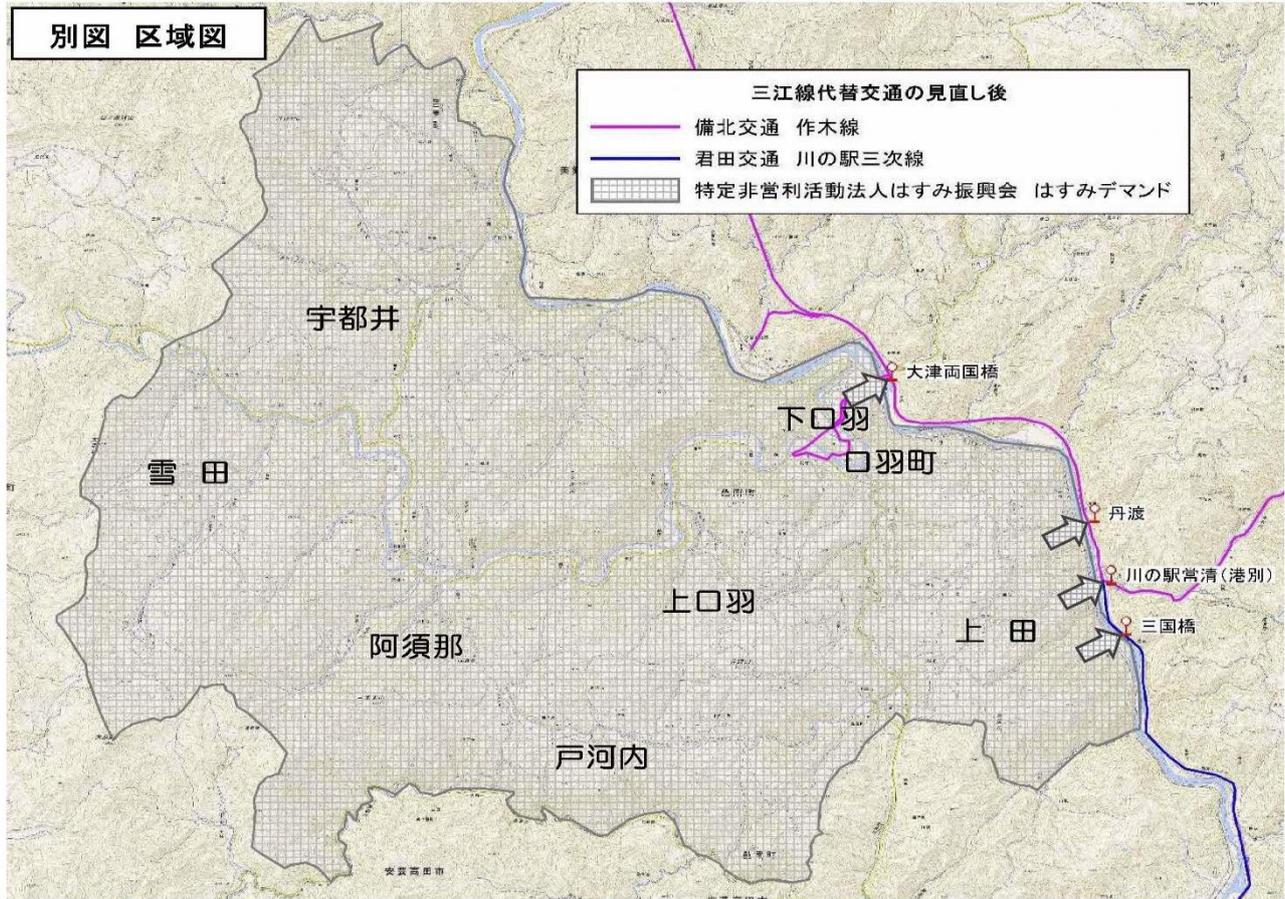
7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

乗車1回あたり200円から500円（距離制）

料金区分（円）	距 離（km）
200円	1 km 未満
300円	1 km 以上 2 km 未満
400円	2 km 以上 4 km 未満
500円	4 km 以上

8. 乗り入れ期間

令和6年4月1日～次回更新時まで

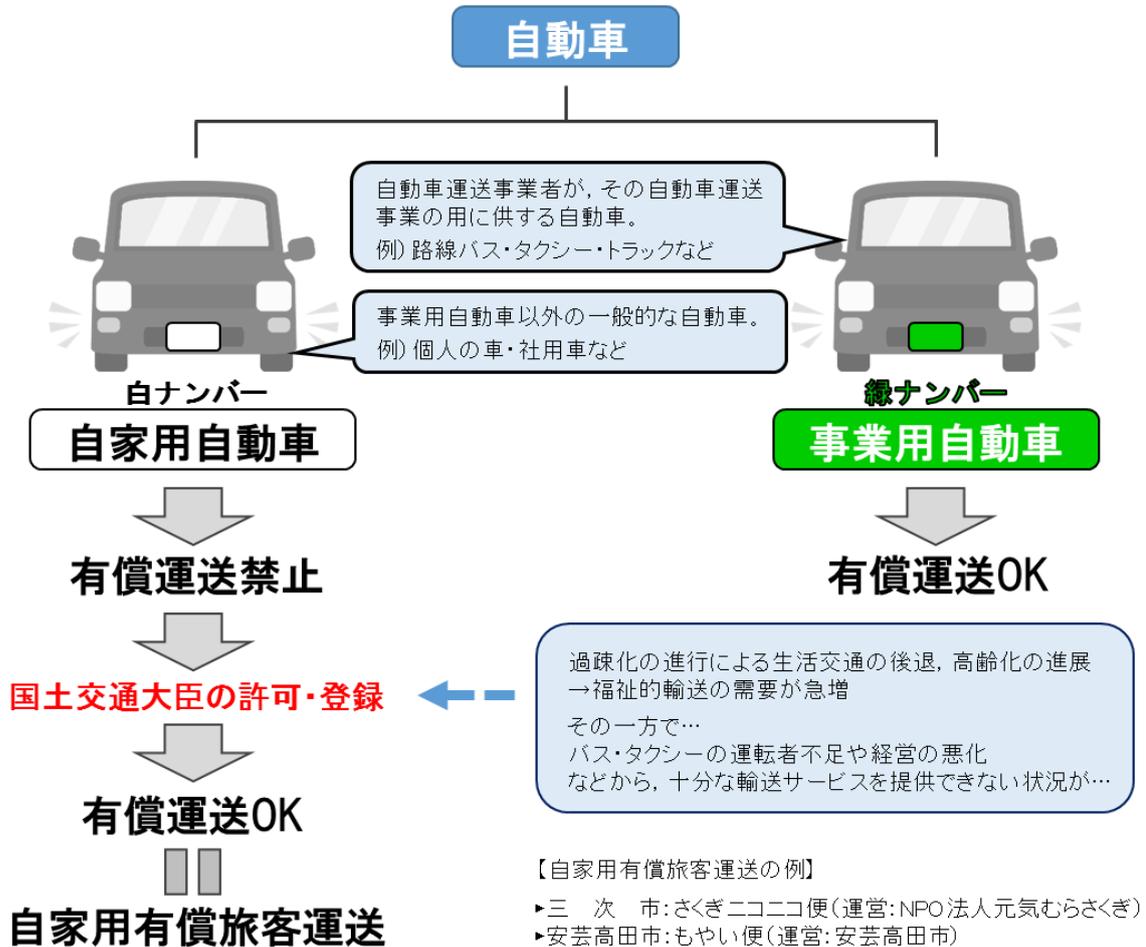


【運行実績】

項目	令和元年度 (H31. 4. 1～R2. 3. 31)	令和2年度 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)	令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	令和4年度 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)	令和5年度 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)
登録会員数 (名)	40 (H31. 4. 1時点)	120 (R2. 4. 1時点)	142 (R3. 4. 1時点)	148 (R4. 4. 1時点)	158 (R5. 4. 1時点)
利用回数 (片道1回)	1,838	2,835	2,915	2,902	1,598
運行区域と 運行先	雪田・阿須那 区域は阿須那 中心まで、宇 都井区域は町 営宇都井口羽 線の最寄りバ ス停まで、下 口羽・上口 羽・上田区域 は口羽中心ま で	羽須美区域内の移動に限る。 三次市に設置された4停留所への乗り入れも可能。			

参考

自家用有償旅客運送について



自家用有償旅客運送の概要

- ・既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスが不十分な場合に
- ・登録を受けた市町村/NPOが
- ・自家用自動車(白ナンバー)を用いて
- ・有償で運送することを可能とする制度
- ・安全・安心を確保するため, 国土交通大臣の登録が必要
- ・安全確保 = 運転手は2種免許所持者または1種免許+講習受講者に限定
- ・利用者保護 = 対価(運賃)を掲示する必要あり

⇒ 実施には, 地域公共交通会議の同意(合意形成)が必要

自家用有償旅客運送が他市町へ乗り入れる場合

⇒ 乗り入れ先の市町の地域公共交通会議の同意も必要

協議事項4

令和6年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算（案）について

1. 令和6年度三次市地域公共交通会議事業 計画（案）

事業名	事業内容等
地域公共交通会議	5回開催（予定） ※必要に応じて幹事会を実施予定 ※必要に応じて運賃協議会を実施予定
三次市地域公共交通計画事業の実施	<p>■<u>自家用有償旅客運送（さくぎニコニコ便）の運行補助</u></p> 運行経費に係る補助を実施 ※経費の一部は地域内フィーダー系統確保維持補助事業の対象として、国より補てんあり （補てんについては運行事業者に対して直接支給） <p>■<u>公共交通の利用促進策の推進</u></p> <p>○バスの乗り方教室の実施 バス運行事業者と連携し、小中学生や高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」を実施 ※「みよし なるほど！出前講座」のメニューとして掲載する。</p> <p>○JR線利用促進事業 JR線沿線市町で構成する芸備線・福塩線対策協議会を中心に、鉄道利用者の増加と沿線の活性化を図るべく、各種利用促進策を実施</p> <p>■<u>その他事業</u></p> <p>○路線バスの運行・改善 ○市街地循環バスの運行・改善 ○三次市民バス等の運行・改善 ○三次市相乗りタクシー事業の推進 ○乗継・待合環境の改善 ○地域内生活交通検討会の開催 ○安心して運転免許を返納できる環境づくり ○乗務員不足への対策 ○デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究 ○公共交通関係の災害等の備える取組</p>
地域公共交通確保維持改善事業の活用	<p>○地域公共交通確保維持改善計画（令和7～9年度地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定</p> <p>○令和6年度計画の事業評価の実施</p>

※三次市地域公共交通計画事業の実施に関して、株式会社地域未来研究所中国四国事務所と実施支援業務の委託契約を締結することとする。

2. 令和6年度三次市地域公共交通会議 予算（案）

【歳入】

区 分	令和5年度予算額	令和6年度当初予算額(案)	差引増減	説 明
負 担 金	6,400,000	6,400,000	0	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金
預 金 利 子	1,000	1,000	0	
雑 入	0	0	0	
合 計	6,401,000	6,401,000	0	

【歳出】

区 分	令和5年度予算額	令和6年度当初予算額(案)	差引増減	説 明
会 議 費	476,000	476,000	0	委員報酬 交通会議×5回, 幹事会等×3回
事 務 費	25,000	25,000	0	振込手数料
事 業 費	5,900,000	5,900,000	0	地域公共交通計画実施支援業務 委託 (3,300,000円) 自家用有償旅客運送運行補助 (2,450,000円) 公共交通利用促進事業 《バスの乗り方教室実施に係る報償費》 (60,000円) デジタルサイネージ通信費 (90,000円)
予 備 費	0	0	0	
合 計	6,401,000	6,401,000	0	

※歳出費目に係る予算は、これを流用することができる。

<p>(2) <u>一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(3) <u>国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(4) <u>住民又は利用者の代表</u></p> <p>(財務) <u>第12条</u> (略)</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置) <u>第13条</u> (略)</p> <p>(庶務) <u>第14条</u> (略)</p> <p>(その他) <u>第15条</u> (略)</p>	<p>(財務) 第11条 (略)</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置) 第12条 (略)</p> <p>(庶務) 第13条 (略)</p> <p>(その他) 第14条 (略)</p>
---	--

参考

改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について 国土交通省

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設(乗合バスについては平成18年度創設済)。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議(地交法の法定協議会を兼ねる場合も含)に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について

